

今年の株主優待は、株主総会終了後発送予定の決議通知に同封されます。
紛失されましても再発行いたしかねますので、
お取り扱いに十分ご注意くださいようお願い
申し上げます。

YAMAN

第51回 定時株主総会招集ご通知

日 時 2025年7月25日(金曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

場 所 ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である
取締役を除く。)2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締
役を除く。)の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である
取締役の報酬額決定の件

車椅子にてご来場の株主様には、会場内に専用のスペースを設けており
ます。ご要望に応じて、お手洗いへの誘導等もさせていただきます。
貸出用車椅子についてもご準備しておりますので、必要な株主様は
ご遠慮なくスタッフまでお声がけください。

(証券コード 6630)

2025年7月9日

(電子提供措置の開始日 2025年7月2日)

株 主 各 位

東京都江東区古石場一丁目4番4号

ヤーマン株式会社

代表取締役社長 山 崎 貴三代

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。当社ウェブサイト <https://www.ya-man.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(6630)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。なお、当日ご出席されない場合には、電磁的方法(インターネット等)又は書面のいずれかの方法
によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会
参考書類をご検討のうえ、2025年7月24日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますよう
お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月25日(金曜日)午前10時(受付開始午前9時)

2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)3. 目的事項
報告事項1. 第51期(2024年5月1日から2025年4月30日まで)事業報告、連結計算書
類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第51期(2024年5月1日から2025年4月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を
除く。)2名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求された株主様に交付する書面は下記の事項を記載しておりません。
- ・業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
- したがって、本書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎当日は節電対策として会場の冷房の温度調整を行うため、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。
- ◎株主総会当日は、ご出席の皆様へのお土産のご用意や商品販売会等の実施は予定しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

当社企業情報サイト（株主総会情報）

<https://www.ya-man.co.jp/ir/meeting/>

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 2025年 7月25日(金曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



株主総会に当日ご出席されない場合

2025年 7月24日(木曜日)
午後5時入力完了分まで

インターネット等

当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>
にて議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は4ページから5ページをご覧ください。

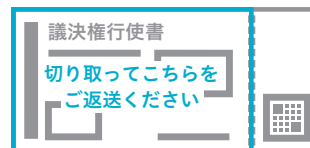
- (1) スマート行使による方法
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要)
- (2) インターネット等によるアクセス方法
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力必要)

- 議決権行使書面において、議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

2025年 7月24日(木曜日)
午後5時到着分まで

郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット等による議決権行使のご案内

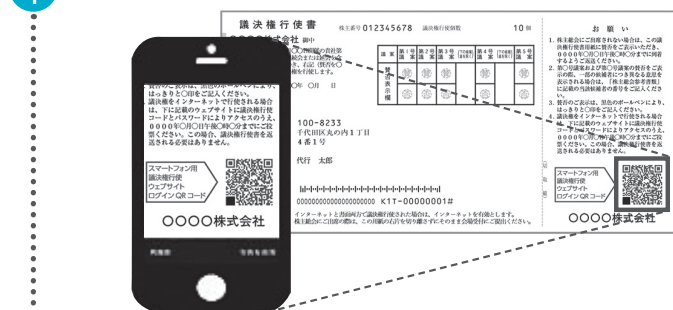
インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

(1) 「スマート行使」による方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要）

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

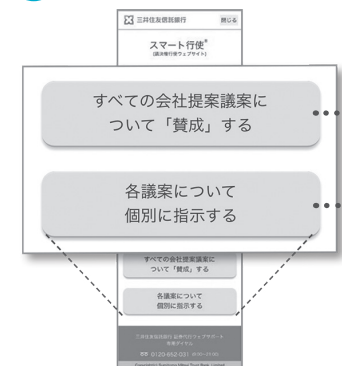
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 議決権行使書用紙のQRコードを読み取る（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



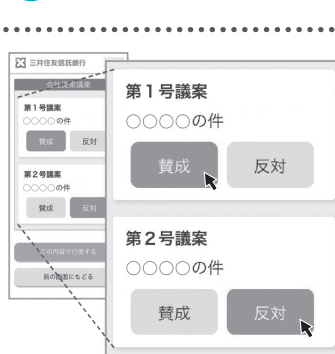
スマートフォンやタブレット端末で、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」を読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 議案の賛否を選択



画面の案内に従って議案の賛否を選択

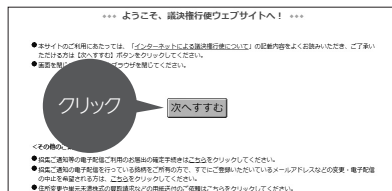
画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

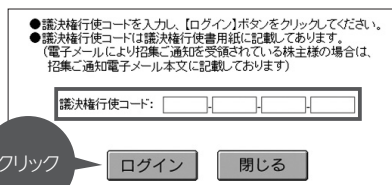
(2) インターネット等によるアクセス方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力必要）

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>

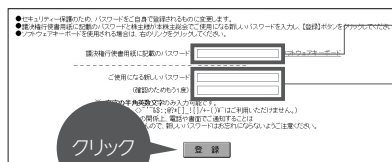


2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力

3 パスワードの入力



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを
設定してください

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネット等による議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00～21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、今後の事業展開及び内部留保の状況等を勘案し、次のとおりとさせていただきます。存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円75銭
総額261,350,614円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年7月28日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化するとともに、中長期の戦略的議論をさらに活性化するためのコーポレートガバナンス体制が求められることから、今般、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
また、監査等委員会設置会社への移行に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。
- (2) 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を合わせるにより、適時・適切な情報開示による透明性の向上、海外企業との比較可能性の向上等の効果が期待できるため、事業年度を毎年1月1日から12月31日へ変更するものであります。
なお、決算期変更の経過期間となる第52期は、2025年5月1日から2025年12月31日までの8ヵ月間といたします。
また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。
- (3) 当社は、業務執行の責任と権限を明確にし、経営の機動性を高めることを目的として、執行役員制度を採用しておりますため、現行定款「第4章 取締役及び取締役会」を「第4章 取締役、取締役会及び執行役員」に変更し、関連する条文を第22条（代表取締役及び執行役員等）として変更するものであります。
- (4) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を追加するため、現行定款第30条（取締役との責任限定契約）を変更し、（取締役の責任免除）とするものであります。
なお、現行定款第30条（取締役との責任限定契約）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第48条（中間配当）を削除するものであります。
- (6) その他、語句の修正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するもの
といたします。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 <条文省略> (機関)	第 1 条～第 3 条 <現行どおり> (機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	<削除>
(3) <u>監査役会</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条 <条文省略>	第 5 条 <現行どおり>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条 <条文省略> (<u>自己の株式の取得</u>)	第 6 条 <現行どおり>
第 7 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって自己の 株式を取得することができる。</u>	<削除>
第 8 条 <条文省略>	第 7 条 <現行どおり>
第 9 条 <条文省略>	第 8 条 <現行どおり>
第 10 条 <条文省略>	第 9 条 <現行どおり>
第 11 条 <条文省略>	第 10 条 <現行どおり>
第 12 条 <条文省略>	第 11 条 <現行どおり>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(株主総会の招集)	(株主総会の招集)

現 行 定 款	変 更 案
第13条 当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2. <条文省略> (定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。 (招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第16条 <条文省略> 第17条 <条文省略> 第18条 <条文省略> 第19条 <条文省略>	第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2. <現行どおり> (定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第15条 <現行どおり> 第16条 <現行どおり> 第17条 <現行どおり> 第18条 <現行どおり>
第4章 <u>取締役及び取締役会</u>	第4章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u>
(員数) 第20条 <条文省略> <新設> (選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 <新設>	(取締役の員数) 第19条 <現行どおり> 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u> (取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2. <u>法令または本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. <条文省略> <新設> (任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設> <新設>	3. 前2項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 4. <現行どおり> 5. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第21条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	(代表取締役及び執行役員等) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u> 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を選定することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<新設> <新設> (取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第26条 <条文省略> <新設> (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。 第28条 <条文省略>	3. <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</u> 4. <u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から、社長及びその他の役付執行役員を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 <現行どおり> <u>(重要な業務の意思決定の委任)</u> 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 第28条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役との責任限定契約) 第30条 <新設> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。	(取締役の報酬等) 第29条 <u>取締役の報酬等（会社法第361条第1項に規定する報酬等をいう。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第30条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令に定める範囲で、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を免除することができる。</u> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(員数) 第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	<削除> <削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (監査役会規則) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 (報酬等) 第39条 監査役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	<削除> (常勤の監査等委員である取締役) 第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。 (監査等委員会規程) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 <削除>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役との責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。	<削除>
(補欠監査役) 第41条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	<削除>
2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条の規定を準用する。	<削除>
3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<削除>
4. 補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。	<削除>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条 <条文省略>	第36条 <現行どおり>
第43条 <条文省略>	第37条 <現行どおり>
(報酬等)	(報酬等)
第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第45条 <条文省略>	第39条 <現行どおり>
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第46条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。	第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。	第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞ (中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。 第49条 ＜条文省略＞ ＜新設＞	<u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> ＜削除＞ 第42条 ＜現行どおり＞ (剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
＜新設＞	附 則
＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞	(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>1. 第51回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u> (事業年度変更にかかる経過措置) <u>1. 第40条（事業年度）の規定にかかわらず、第52期事業年度は、2025年5月1日から2025年12月31日までとする。</u> <u>2. 第41条（剰余金の配当の基準日）第2項の規定にかかわらず、第52期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は2025年10月31日とする。</u> <u>3. 前2項及び本項は、第52期事業年度の終了後、これを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役 山崎貴三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）山崎貴三代氏及び宮崎昌也氏2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	やま ぎき き み よ 山 崎 貴 三 代 (1961年2月9日生) 女 性	1983年4月 当社入社 1984年5月 マーケティングマネージャー 1986年7月 取締役マーケティングマネージャー 1989年12月 山崎商会株式会社（カーマン株式会社へ商号 変更）代表取締役 1993年5月 取締役海外業務部長 1999年2月 代表取締役社長（現任） 2015年2月 YA-MAN U.S.A. LTD.代表取締役（現任） 2015年5月 LABO WELL株式会社代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) LABO WELL株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A. LTD. 代表取締役	6,204,600株
【取締役候補者とした理由】 山崎貴三代氏は、当社入社後、マーケティング部門や海外部門を経て、1986年から取締役に、1999年2月から現在に至るまで代表取締役社長を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。また、取締役会議長として、取締役会の適切な運営と活性化にも努めております。研究開発の強化、企業ブランディング、新しい市場の創出といった経営課題に対応し、マイルストーンである中期経営計画を達成するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	宮 崎 昌 也 (1975年11月22日生) 男 性	1996年 8 月 当社入社 2000年12月 経理部課長 2008年 1 月 取締役管理本部長兼経理部長 2008年 2 月 LABO WELL株式会社取締役（現任） 2008年10月 取締役管理本部長兼企画管理部長 2009年 6 月 LABOWELL CORPORATION取締役 2010年 1 月 取締役管理本部長（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	20,000株
	【取締役候補者とした理由】 宮崎昌也氏は、当社入社後、長年にわたり管理部門を統括するとともに、2008年から現在に至るまで取締役を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。安定した財務状況を維持しつつ、経営資源の最適化を図り、今後の継続的成長を実現させるために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。山崎貴三代氏及び宮崎昌也氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役 鳥山望氏、石田和男氏及び井川沙紀氏3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	とりやまのぞむ 鳥 山 望 (1961年4月11日生) 社 外 独 立 男 性	1985年 4 月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 2009年 5 月 同社仙台支店長 2012年 9 月 三井住友信託銀行株式会社仙台支店長兼仙台あおば支店長 2013年 4 月 同社本店営業第十部長 2015年 6 月 岡三証券株式会社取締役 2017年 6 月 同社上席執行役員 2021年 7 月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 鳥山望氏は、金融機関において要職を歴任し、会社経営及び財務に関する豊富な知識と実務経験を有しております。2021年7月に当社の監査役に就任後、常勤監査役として当社の監査体制を主導するほか、独立社外役員としての客観性や中立性を保ちながらその経験と見識を活かし、取締役の職務の執行を監査するとともに取締役会と協働して良質なコーポレートガバナンス体制を構築してまいりました。独立した立場と適正な視点から、経営全般への助言と監督機能の発揮、及び取締役会における適切な意思決定を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	いし だ かず お 石 田 和 男 (1954年12月11日生) 社 外 独 立 男 性	1979年 4 月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 2007年 6 月 りそな信託銀行株式会社（現株式会社りそな 銀行）執行役員業務統括部担当 2009年 4 月 株式会社りそな銀行執行役員信託ビジネス部 担当 2010年 6 月 同行常務執行役員 2012年 4 月 株式会社埼玉りそな銀行常勤監査役 2015年 2 月 北興化学工業株式会社常勤監査役 2016年 7 月 同社専務執行役員企画管理グループ担当 2016年 7 月 当社社外取締役（現任） 2018年 2 月 ホクコーパックス株式会社代表取締役 2020年 7 月 村田長株式会社取締役 2021年 2 月 同社代表取締役 2021年 6 月 野村貿易株式会社社外取締役監査等委員 2021年 6 月 令和アカウンティング・ホールディングス株式 会社 社外取締役 2025年 6 月 同社社外取締役監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 令和アカウンティング・ホールディングス株式会社 社外取締 役監査等委員	1,500株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 石田和男氏は、金融機関や化学メーカー等において要職を歴任し、企業経営やコーポレートガバナンス、内部統制等に関する広範な知識と豊富な経験を有しております。2016年7月に当社の社外取締役 に就任以降、独立社外役員としての客観性や中立性を保ちながらその経験と見識を活かし、取締役会に 対する積極的な助言・提言と、適切な意思決定を行ってきました。独立した立場と適正な視点から、経 営全般への助言と監督機能の発揮、及び取締役会における適切な意思決定を期待し、監査等委員である 社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	井 川 沙 紀 (1980年10月10日生) (戸籍上の氏名：下村沙紀) 社 外 独 立 女 性	2003年 4 月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス入社 2006年 4 月 株式会社エムアウト入社 2010年 6 月 プレッツェルジャパン株式会社入社 2013年 9 月 株式会社トリドール入社 2014年11月 Blue Bottle Coffee Japan合同会社入社 2015年 6 月 同社取締役 日本代表 2018年11月 BLUE BOTTLE COFFEE Inc.転籍、VP of Experience (体験担当役員) 2019年 8 月 同社Asia President (アジア支社長) 2020年10月 同社Chief Brand Officer (ブランド最高責任者) 2021年 7 月 当社社外取締役 (現任) 2022年 1 月 インフロレッセンス株式会社設立 同社代表取締役 (現任) 2022年 3 月 株式会社ユーザベース社外取締役 2023年 7 月 株式会社スマレジ社外取締役 (現任) 2024年10月 株式会社エターナルホスピタリティグループ社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) インフロレッセンス株式会社 代表取締役 株式会社スマレジ 社外取締役 株式会社エターナルホスピタリティグループ 社外取締役	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 井川沙紀氏は、多様な業界での経験と企業経営者としての優れた能力を有しており、当社が経営課題とするブランディングにも精通していることから、当社はその経験と実力を高く評価しております。2021年7月に当社の社外取締役に就任以降、独立社外役員としての客観性や中立性を保ちながらその経験と見識を活かし、取締役会に対する積極的な助言・提言と、適切な意思決定を行ってきました。独立した立場と適正な視点から、当社のブランド形成に関する助言と多角的な視点を活かした経営に対する提言、及び取締役会における適切な意思決定を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鳥山望氏、石田和男氏及び井川沙紀氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鳥山望氏、石田和男氏及び井川沙紀氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
4. 社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石田和男氏が9年、井川沙紀氏が4年となります。
5. 鳥山望氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、鳥山望氏、石田和男氏及び井川沙紀氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、各氏の選任が承認された場合、同内容の契約を締結する予定です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。鳥山望氏、石田和男氏及び井川沙紀氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
8. 監査等委員である社外取締役候補者の井川沙紀氏の戸籍上の氏名は下村沙紀であります。

〈ご参考〉

(第2、3、4号議案が原案どおり承認可決された場合の) 取締役の専門性と経験

	企業経営	営業・ マーケティング	製品開発・ 技術・研究	グローバル	財務・会計	人事・ 人財開発	法務・ リスク管理・ 内部統制
取締役（監査等委員 である取締役を除く。）							
山 崎 貴三代	○	○	○	○		○	
宮 崎 昌 也	○				○	○	○
監査等委員である 取締役							
鳥 山 望	○				○		○
石 田 和 男	○				○	○	○
井 川 沙 紀	○	○		○		○	

執行役員（予定）の専門性と経験

執行役員							
戸 田 正 太	○	○	○				
高 田 潤	○		○				○

(注) 戸田正太氏及び高田潤氏は、本総会終了後の取締役会において、執行役員に選任される予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
なかにし まり 中 西 麻 理 (1980年6月13日生) 女 性	2005年4月 中央青山監査法人入所 2006年1月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2009年1月 HSKコンサルティング株式会社（現 令和アカウンティング・ホールディングス株式会社）入社 2012年8月 中西麻理公認会計士事務所設立 所長（現任） 2021年7月 明星監査法人 代表社員（現任） 2022年7月 清水建設プライベートリート投資法人 監督役員（現任） 2024年6月 カップ・クリエイト株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士	—
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 中西麻理氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務会計に関する豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、補欠の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できる人材であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中西麻理氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 中西麻理氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定です。
4. 中西麻理氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。
中西麻理氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年7月3日開催の第32回定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として決議いただき、現在に至っております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

当社は、事業報告記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案は当該方針に沿うものであり、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、指名・報酬諮問委員会での審議のうえ、取締役会にて決定したものであります。以上から、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「定款の一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、2名となります。

また、本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2007年7月30日開催の第33回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額30百万円以内とさせていただきます。

本議案は、当社の事業規模、監査等委員の職責や昨今の経済情勢等諸般の事情に加え、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会での審議のうえ、取締役会にて決定したものであります。以上から、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「定款の一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

また、本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

事業報告

(2024年5月1日から)
(2025年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内景気はインバウンド需要の増加はあったものの、為替の円安影響等による原材料価格やエネルギー価格の高止まり、さらには物流費等が上昇する中、物価の高騰による節約志向が続き、個人消費の持ち直しには依然として足踏みが見られます。

また、米国の関税政策等を巡る各国の対応により、従来の国際協調の枠組みは転換期を迎えており、景気の先行きは依然として見通せない状況が続いております。

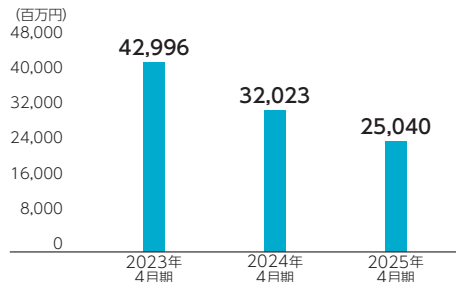
このような状況の下、当社グループでは、2023年6月に策定した中期経営計画「Going Global Strategy」に掲げた2028年4月期の「売上高700億円」の達成に向けて、研究開発や海外への投資を行いながら、通販・店販・直販・海外における各販路の最適化を図ってまいりました。

国内では、2024年8月に連結子会社化した株式会社forty-fourで、美容健康機器の新商品の販売を開始いたしました。また、2025年4月に、銀座旗艦店での単月売上が、過去最高を記録いたしました。海外では、2025年1月に、当社として初の中東進出となるサウジアラビアでの展開を開始しました。

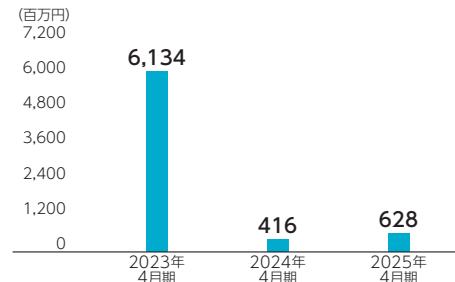
海外部門で、中国国内の化粧品市場全体の低迷の影響を受けたことや、国内部門で、直販でのコロナ禍後の外出型消費傾向の影響を受けたこと及び利益最大化のための広告投資抑制により、国内商戦期における売上の引き上げが未達になったこと等から、当連結会計年度の売上高は25,040百万円（前連結会計年度比21.8%減）と前連結会計年度を下回りました。利益最大化のための広告投資抑制を図りましたが、売上高の減少に加え、円安による仕入価格の上昇による影響等から、営業利益は628百万円（前連結会計年度比50.9%増）、経常利益は310百万円（前連結会計年度比69.3%減）となりました。また、当連結会計年度に係会社株式売却益961百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は706百万円（前連結会計年度比77.5%増）となりました。

連結財務ハイライト

● 売上高



● 営業利益



国内の直販部門については、連結子会社化したforty-four社においてインフォーマーシャル強化策を進めました。その結果、利益最大化のための広告投資抑制による売上への影響はあったものの来期以降に向けたグループでの直販部門の成長に期待できる体制構築が整いました。海外については、中国国内において、積極的にシステム構築や認知度向上に向けた先行投資を進めた結果、独身の日イベントにも初めて参加し顕著な結果を得ることができ、来期以降の更なる成長に向けた準備が整いました。

経営基盤の強化につきましては、独自技術の開発やグローバル展開を加速し、経営の意思決定をさらにスピードアップする必要があると考えています。そのためには取締役会の監督機能を強化するとともに、中長期の戦略的議論をさらに活性化するためのコーポレートガバナンス体制が求められることから、今般、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

また、グローバル展開の強化を加速させるため海外連結子会社等と決算期を合わせることで適時・適切な情報開示による透明性の向上や海外企業との比較可能性の向上等の効果が期待できるため、決算期を現在の4月30日から12月31日に変更することとしております。なお、決算期変更の経過期間となる翌期は、2025年5月1日から2025年12月31日までの8ヵ月間となる予定です。

2025年7月25日に開催予定の第51回定時株主総会において、決算期変更及び監査等委員会設置会社への移行に必要な定款の一部変更等についてご承認いただく予定です。

次に、各部門の概況についてご報告申し上げます。

当社グループの美容健康関連事業は、販売チャネルごとに、大きく通販部門、店販部門、直販部門、海外部門に区分されます。

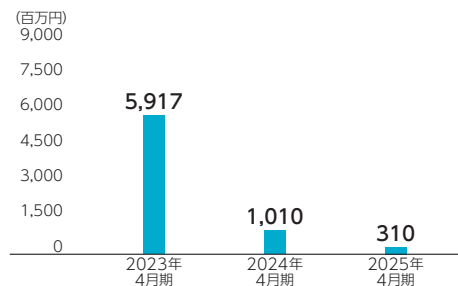
通販部門におきましては、地上波テレビ通販及びショッピング専門チャンネルが振るわなかったことから、売上高は3,330百万円（前連結会計年度比21.0%減）となりました。一方、利益最大化のための広告投資抑制をした結果、セグメント利益は1,003百万円（前連結会計年度比10.0%増）となりました。

店販部門におきましては、2023年11月にオープンした銀座旗艦店や百貨店及び家電量販店を中心に売上が堅調であったことから、売上高は8,068百万円（前連結会計年度比8.0%増）となり、利益最大化のための広告投資抑制をした結果、セグメント利益は1,878百万円（前連結会計年度比88.9%増）となりました。

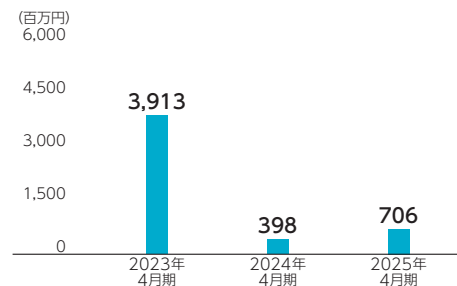
直販部門におきましては、コロナ禍後の外出型消費傾向の影響を受けたことや、利益最大化のための広告投資抑制をした結果、売上高は6,313百万円（前連結会計年度比25.7%減）、セグメント利益は1,732百万円（前連結会計年度比35.2%減）となりました。

海外部門におきましては、世界最大規模のネットセールス期間として知られる11月11日「独身の日」において、中国最大の総合ECプラットフォーム「Tmall」内の美容機器部門の販売実績で1位を獲得したものの、中国国内の化粧品市場の低迷を受けたことから、売上高は5,858百万円（前連結会計年度比48.0%減）、セグメント利益は1,341百万円（前連結会計年度比56.3%減）となりました。

● 経常利益



● 親会社株主に帰属する当期純利益



(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において、長期借入金410百万円の増加があった一方で、長期借入金を1,055百万円返済しております。

② 設備投資

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は249百万円であり、その主なものは製品の製造に係る金型の購入のための投資であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	年度	第48期 2021年5月1日～ 2022年4月30日	第49期 2022年5月1日～ 2023年4月30日	第50期 2023年5月1日～ 2024年4月30日	第51期 (当連結会計年度) 2024年5月1日～ 2025年4月30日
売上高 (百万円)		40,943	42,996	32,023	25,040
経常利益 (百万円)		8,063	5,917	1,010	310
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		5,586	3,913	398	706
1株当たり当期純利益 (円)		101.54	71.12	7.24	12.85
総資産額 (百万円)		30,552	30,979	29,090	29,436
純資産額 (百万円)		22,093	25,435	25,113	25,897
1株当たり純資産額 (円)		401.54	462.29	456.44	470.69

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分 \ 年度	第48期 2021年5月1日～ 2022年4月30日	第49期 2022年5月1日～ 2023年4月30日	第50期 2023年5月1日～ 2024年4月30日	第51期 (当事業年度) 2024年5月1日～ 2025年4月30日
売上高(百万円)	40,674	42,695	30,849	21,769
経常利益(百万円)	8,312	6,763	2,037	995
当期純利益(百万円)	5,597	4,712	162	△69
1株当たり当期純利益(円)	101.74	85.65	2.95	△1.26
総資産額(百万円)	30,684	31,762	28,925	28,593
純資産額(百万円)	22,258	26,379	25,826	25,846
1株当たり純資産額(円)	404.55	479.45	469.40	469.76

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数に、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数に基づいて算定しており、銭未満を四捨五入して表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2023年6月に策定した中期経営計画「Going Global Strategy」の達成に向けて、次の事項を特に重点的に取り組むべき課題としております。

① 研究開発活動の強化

当社グループが属する美容健康関連業界では、様々な製品・商品が販売されており、その中からお客様に選ばれるためには、お客様のニーズに応えるのはもちろん、美容の常識を塗り替えるような夢や驚きのある製品の開発が必要になります。

2020年に立ち上げた「表情筋研究所」を軸に、産学連携の推進など研究開発への投資をさらに強化してまいりるほか、米国FDA・中国NMPAを始めとする各種認証の取得にも注力してまいります。

当期は、引き続き米国FDAと中国NMPAでの認可取得を目指して対応を進めたほか、国内では、医療機器認可取得に向けた研究開発にも継続して取り組みました。

② 企業ブランディング

売上規模の拡大のためには、個々の製品・商品のみならず、「ヤーマン」という企業ブランド自体の認知をグローバルに広げ、底上げを図っていく必要があります。

お客様とのタッチアップポイントを増やすべく、旗艦店であるYA-MAN the store GINZAでの美顔器体験会の実施や、ホテル等様々な施設への当社製品の設置の促進などに注力しております。

さらに、YA-MAN the store GINZAを起点とした海外に向けての情報発信の強化、国内に対しては、当社の主力製品である美顔器カテゴリの更なる認知度向上のため、SNS等を活用したマーケティング施策の強化を図ってまいります。

また、多様な人材の活用による組織の強化と活性化、SDGs推進に向けた環境問題への取り組みなどを通して、「ヤーマン」ブランドの確立と浸透にも引き続き注力してまいります。

当期は、YA-MAN the store GINZAがオープンから1周年を迎えることができ、国内外問わずさらに多くのお客様に当社の製品やテクノロジーを体感していただくことができました。

③ グローバル展開の強化

当社グループは、「日本発のグローバルブランドカンパニー」として、アジアのみならず全世界への展開を目指しております。

ユニバーサルデザインの推進や各種認証の取得などによるグローバルに通用する製品開発、海外を視野に入れた広告展開などを進めてまいります。

また、当社グループには、米国と中国に海外子会社がありますが、これらを足掛かりにグローバル展開を加速すべく、投資を強化してまいります。

当期は、中国子会社での直接販売において、初めて大規模なECイベントに参画できたことに加え、新たにベトナム及びサウジアラビアの各市場へ本格的に参入することができました。

また、来期に向けて、グローバル展開を加速させるために越境販売の強化を目指して準備を開始しました。

なお、現在、2028年12月期に売上高700億円を達成することを中間目標とする新たな中期経営計画を策定中であり、2025年12月末までに公表予定です。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、主に美容健康関連機器の研究開発、製造、販売及び化粧品・バラエティ雑貨・アパレル・ファッシンググッズ等の企画開発、仕入販売を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等

① 企業集団の主要拠点

名 称	所 在 地
本 店	東 京 都 江 東 区
本 社 事 務 所	東 京 都 江 東 区
LABO WELL 株式会社	東 京 都 江 東 区
株 式 会 社 f o r t y - f o u r	東 京 都 渋谷 区
Y A - M A N U . S . A . L T D .	米国デラウェア州ウィルミントン
雅萌（上海）美容科技有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
雅萌（浙江）電子商務有限公司	中 華 人 民 共 和 国 浙 江 省 玉 環 市

② 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
通 販 部 門	9名
店 販 部 門	194名
直 販 部 門	26名
海 外 部 門	31名
そ の 他	1名
全 社 （ 共 通 ）	187名
計	448名

（注） 全社（共通）は、管理本部、開発本部及び生産・物流本部の従業員であります。

③ 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度比増減	平均勤続年数	平均年齢
424名	8名減	5.2年	35.8歳

(7) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
LABO WELL株式会社	10百万円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品、アパレル等の販売
株式会社forty-four ^(注1)	10百万円	100.0%	広告代理店及び生活家電等の商品企画、卸売及び販売等
YA-MAN U.S.A. LTD.	2,048百万円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品等の販売
雅萌（上海）美容科技有限公司 ^(注2)	471百万円	100.0%	化粧品等の販売
雅萌（浙江）電子商務有限公司	10百万円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品等の販売
株式会社エフェクティム	499百万円	35.0%	美容健康関連機器、化粧品等の企画及び販売

(注) 1. 当事業年度において、株式会社forty-fourを新たに連結子会社化いたしました。

2. 雅萌（浙江）電子商務有限公司の株式は、雅萌（上海）美容科技有限公司を通じての間接所有となっております。

3. 当事業年度において、MACHERIE BEAUTY TECHNOLOGY CO., LTD.の全持分を譲渡いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	40
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	20
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	20

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 195,555,520株
- (2) 発行済株式の総数 58,348,880株（自己株式3,327,698株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 88,556名

(4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
山 崎 静 子	9,527,450	17.31
山 崎 貴 三 代	6,204,600	11.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,642,600	6.62
一 般 社 団 法 人 美 山 崎	2,811,050	5.10
山 崎 光 英	2,453,600	4.45
V i c t o r i a Y a m a z a k i	2,080,000	3.78
山 崎 知 美	2,080,000	3.78
山 崎 岩 男	1,473,600	2.67
エ コ ラ イ ト 合 同 会 社	641,900	1.16
伊 藤 千 保 美	429,600	0.78

- (注) 1. 持株比率は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年4月30日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山 崎 貴 三 代	代 表 取 締 役 社 長	LABO WELL 株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A. LTD. 代表取締役
宮 崎 昌 也	取 締 役 監 査 役	—
戸 田 正 太	取 締 役 監 査 役	—
高 田 潤	取 締 役 監 査 役	—
石 田 和 男	取 締 役	令和アカウンティング・ホールディングス株式会社 社外取締役
栗 原 猛	取 締 役	公認会計士
井 川 沙 紀	取 締 役	インフロレッセンス株式会社 代表取締役 株式会社スマレジ 社外取締役 株式会社エターナルホスピタリティグループ 社外取締役
鳥 山 望	常 勤 監 査 役	—
鷺 海 量 明	監 査 役	公認会計士、税理士 税理士法人おしうみ総合会計事務所 代表社員 ソーバル株式会社 社外監査役 タマホーム株式会社 社外監査役
河 本 智 子	監 査 役	弁護士

- (注) 1. 取締役 石田和男、栗原猛、井川沙紀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 鳥山望、鷺海量明、河本智子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 石田和男、栗原猛、井川沙紀及び監査役 鳥山望、鷺海量明、河本智子は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役 鷺海量明は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務会計の高い知見と幅広い経験を有するものであります。
5. 当社では、取締役会の意思決定及び業務執行の迅速化並びに効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。
7. 取締役 井川沙紀の戸籍上の氏名は下村沙紀であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、取締役の指名・報酬の内容及び決定プロセスを透明化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図るため、2021年12月14日付で任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会からの諮問に対して同委員会において審議し、その答申を踏まえたうえで決定しております。

a 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績などを総合的に勘案することとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、個々の取締役の報酬等の額の決定については、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、業務執行取締役については、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を総合的に勘案し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑みて、各取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を総合的に勘案し、いずれも基本報酬のみを支払うこととする。

- b 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、業務執行取締役については各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を考慮し、部長職給与の最高額に取締役会において定める取締役の職位別の係数を乗じた額並びに一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、社外取締役については各取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を考慮し、一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- c 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社においては、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を導入していないため、今後必要に応じて検討していくものとする。

- d 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社においては、基本報酬（金銭報酬）のみを支給しているが、今後必要に応じて業績連動報酬等及び非金銭報酬等の導入について検討していくものとする。

- e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年7月3日開催の第32回定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年7月30日開催の第33回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2024年7月26日開催の取締役会において、代表取締役 山崎貴三代に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の担当職務の内容、会社業績に対する貢献度等を踏まえた基本報酬の年俸額の決定です。

これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く事業環境や当社の経営状況を熟知し、会社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役が最も適しているという判断によるものです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	基 本 報 酬
取 締 役	7名	102百万円
監 査 役	3名	17百万円
計	10名	120百万円

(注) 1. 上記金額には、社外取締役3名分及び社外監査役3名分を含んでおり、その総額は37百万円であります。

2. 当社は、上記金額以外に業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給していません。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役 井川沙紀はインフロレッスンス株式会社の代表取締役ですが、同社と当社との間に特別の関係はありません。

監査役 鷺海量明は税理士法人おしうみ総合会計事務所の代表社員ですが、同法人と当社との間に特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役 石田和男は令和アカウンティング・ホールディングス株式会社の社外取締役ですが、同社と当社との間に特別の関係はありません。

取締役 井川沙紀は株式会社スマレジ及び株式会社エターナルホスピタリティグループの社外取締役ですが、同社と当社との間に特別の関係はありません。

監査役 鷺海量明はソーバル株式会社及びタマホーム株式会社の社外監査役ですが、これらの会社と当社との間に特別の関係はありません。

- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との親族関係
該当事項はありません。

④ 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	石 田 和 男	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な実務経験に基づく意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する経営全般の監督と助言という役割を適切に果たしております。
取 締 役	栗 原 猛	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する財務会計の全般的な監督と助言という役割を適切に果たしております。
取 締 役	井 川 沙 紀	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に企業ブランディングの見識を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する多角的な視点からの経営の監督と助言という役割を適切に果たしております。
監 査 役	烏 山 望	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、金融機関における長年の経験に基づく企業経営に関する豊富な実務経験と見識を活かして、経営全般に対する適切かつ有益な助言・提言を行っております。
監 査 役	鷺 海 量 明	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と知識に基づき、企業財務や会計に関する専門性の高い意見を述べるなど、適切かつ有益な助言・提言を行っております。
監 査 役	河 本 智 子	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と知識に基づき、リスクマネジメントやコンプライアンスの観点から専門性の高い意見を述べるなど、適切かつ有益な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

(注) 2024年7月26日開催の第50回定時株主総会において、新たにForvis Mazars Japan 有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社とForvis Mazars Japan 有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	区 分	報 酬 等 の 額
①	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額	35百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて十分な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、会計監査人の交代による監査業務の引継ぎ業務を委託いたしました。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,640	流 動 負 債	2,979
現 金 及 び 預 金	16,968	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,030
受取手形、売掛金及び契約資産	3,943	1 年内返済予定の長期借入金	182
商 品 及 び 製 品	2,781	リ ー ス 債 務	9
仕 掛 品	81	未 払 金	877
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	863	未 払 法 人 税 等	1
未 収 入 金	301	賞 与 引 当 金	101
未 収 還 付 法 人 税 等	378	そ の 他	777
そ の 他	321	固 定 負 債	559
固 定 資 産	3,796	長 期 借 入 金	387
有 形 固 定 資 産	761	リ ー ス 債 務	17
建 物 及 び 構 築 物	438	繰 延 税 金 負 債	155
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	51	負 債 合 計	3,539
土 地	158	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	25	株 主 資 本	25,260
建 設 仮 勘 定	6	資 本 金	1,813
そ の 他	81	資 本 剰 余 金	1,432
無 形 固 定 資 産	1,257	利 益 剰 余 金	24,901
の れ ん	615	自 己 株 式	△2,887
そ の 他	642	その他の包括利益累計額	636
投 資 そ の 他 の 資 産	1,776	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	584
投 資 有 価 証 券	1,153	為 替 換 算 調 整 勘 定	52
関 係 会 社 株 式	163	純 資 産 合 計	25,897
そ の 他	459	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,436
資 産 合 計	29,436		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			25,040
売上原価			10,825
売上総利益			14,215
販売費及び一般管理費			13,587
営業利益			628
営業外収益			
受取利息及び配当金	34		
仕入割引	6		
受取奨励金	12		
その他	11		65
営業外費用			
支払利息	11		
支払保証料	3		
為替差損	161		
寄付金	26		
持分法による投資損失	176		
その他	4		383
経常利益			310
特別利益			
関係会社株式売却益	961		961
特別損失			
棚卸資産評価損	21		
債権放棄損	11		
固定資産除却損	62		95
税金等調整前当期純利益			1,176
法人税、住民税及び事業税	20		
法人税等調整額	449		469
当期純利益			706
親会社株主に帰属する当期純利益			706

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年5月1日残高	1,813	1,432	24,688	△2,887	25,047
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△495	－	△495
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	706	－	706
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
そ の 他	－	－	2	－	2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	213	△0	213
2025年4月30日残高	1,813	1,432	24,901	△2,887	25,260

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
2024年5月1日残高	－	66	66	25,113
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△495
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	706
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0
そ の 他	－	－	－	2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	584	△13	570	570
連結会計年度中の変動額合計	584	△13	570	784
2025年4月30日残高	584	52	636	25,897

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,096	流 動 負 債	2,566
現 金 及 び 預 金	16,411	買 掛 金	759
受 取 手 形	10	1年内返済予定の長期借入金	100
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	3,778	リ ー ス 債 務	6
商 品 及 び 製 品	2,649	未 払 金	836
仕 掛 品	62	未 払 費 用	77
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	863	前 受 金	35
前 渡 金	35	預 り 金	13
前 払 費 用	192	賞 与 引 当 金	101
未 収 入 金	296	そ の 他	637
そ の 他	797	固 定 負 債	180
固 定 資 産	3,496	リ ー ス 債 務	17
有 形 固 定 資 産	736	繰 延 税 金 負 債	163
建 物	420	負 債 合 計	2,746
構 築 物	0	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置	50	株 主 資 本	25,262
工 具、器 具 及 び 備 品	78	資 本 金	1,813
土 地	158	資 本 剰 余 金	1,432
リ ー ス 資 産	22	資 本 準 備 金	1,313
建 設 仮 勘 定	6	そ の 他 資 本 剰 余 金	118
無 形 固 定 資 産	639	利 益 剰 余 金	24,903
特 許 権	79	利 益 準 備 金	61
ソ フ ト ウ エ ア	325	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,841
そ の 他	234	別 途 積 立 金	5
投 資 其 他 の 資 産	2,120	繰 越 利 益 剰 余 金	24,836
投 資 有 価 証 券	1,153	自 己 株 式	△2,887
関 係 会 社 株 式	536	評 価 ・ 換 算 差 額 等	584
そ の 他	430	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	584
資 産 合 計	28,593	純 資 産 合 計	25,846
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,593

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,769
売 上 原 価		9,113
売 上 総 利 益		12,656
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,503
営 業 利 益		1,153
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	35	
業 務 委 託 料 収 入	0	
そ の 他	6	42
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
支 払 保 証 料	3	
為 替 差 損	159	
寄 附 金	26	
そ の 他	4	200
経 常 利 益		995
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	42	42
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	62	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	608	670
税 引 前 当 期 純 利 益		368
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15	
法 人 税 等 調 整 額	421	437
当 期 純 利 益		△69

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
			別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金				
2024年5月1日残高	1,813	1,313	118	1,432	61	5	25,400	25,467
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△495	△495
当期純利益又は 当期純損失 (△)	－	－	－	－	－	－	△69	△69
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	△564	△564
2025年4月30日残高	1,813	1,313	118	1,432	61	5	24,836	24,903

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2024年5月1日残高	△2,887	25,826	－	－	25,826
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	△495	－	－	△495
当期純利益又は 当期純損失 (△)	－	△69	－	－	△69
自己株式の取得	△0	△0	－	－	△0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	－	－	584	584	584
当 期 変 動 額 合 計	△0	△564	584	584	19
2025年4月30日残高	△2,887	25,262	584	584	25,846

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

ヤーマン株式会社
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 矢 昇 太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 田 雅 士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤーマン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

ヤーマン株式会社
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 矢 昇 太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 田 雅 士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2024年5月1日から2025年4月30日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月18日

ヤーマン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 鳥 山 望 ㊞

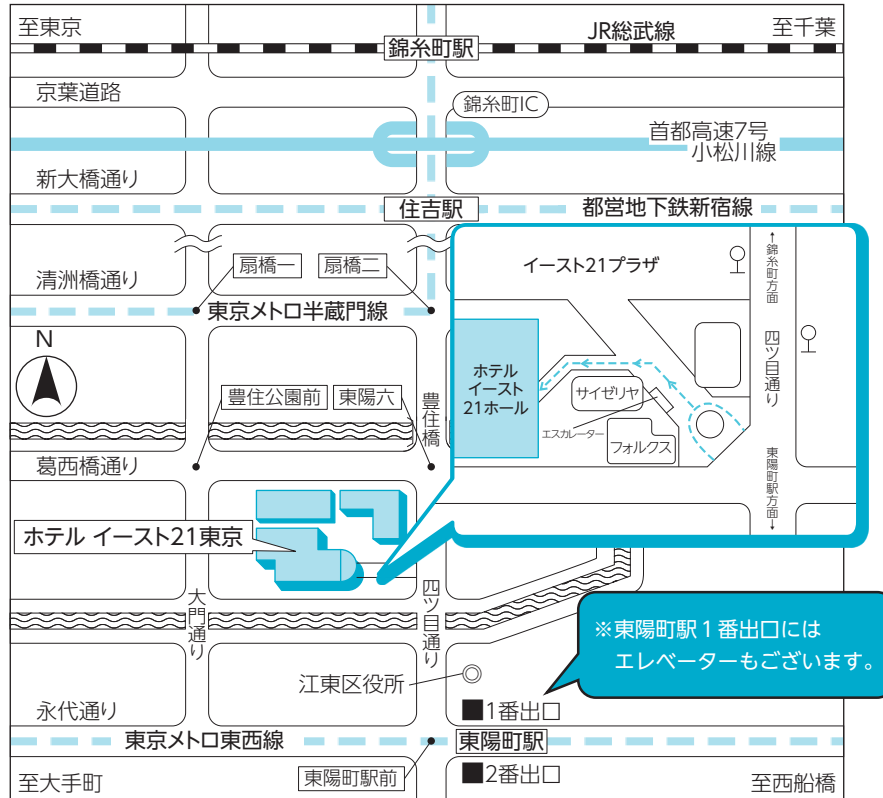
社 外 監 査 役 鷺 海 量 明 ㊞

社 外 監 査 役 河 本 智 子 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
電話 03-5683-5683 (代表)



交 通 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅より
都営バス<東22>で約10分 豊住橋（東京イースト21）下車
JR総武線 錦糸町駅より
都営バス<東22>で約15分 豊住橋（東京イースト21）下車

当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。

電子提供措置の開始日 2025年7月2日

第51回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2024年5月1日から2025年4月30日まで)

ヤーマン株式会社

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めており、本基本方針及び法令、社内規程に従い業務を遂行することにより、業務の適正を確保しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役は、法令・社内規則等を遵守することを宣誓し、コンプライアンス体制の整備に努めるものとする。重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス統括部門及び監査役に報告し、適切な対策を講じる。
- b 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- c 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてその改善を促す。
- d 通報者の保護を徹底した内部通報制度を充実する。
- e 反社会的勢力対応規程に基づき、反社会的勢力による不当要求に対し、警察及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会とも連携し毅然と対応していく。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役は、議事録、会議録、稟議書、契約書、計算書類その他の重要な文書を関連資料とともに保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- b 文書管理規程を整備し、情報を有効に活用する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 取締役は、リスク管理規程に基づき定期的にビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。
- b リスク管理統括部門は、全社のリスクを統括し、リスクの内容に応じて責任部署を設定し、具体的な対応策を策定する。
- c 財務報告の正確性と信頼性を確保する観点から、関連する業務プロセスの特定及びリスクの評価を行い、文書化並びに統制活動の実施状況を定期的に確認する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会は、取締役の職務分掌を定め、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にする。各取締役は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定又は見直しを行い、当社全体の効率的な運営を確保する。
- b 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするため、職務権限及び職務分掌に関する規程を整備する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役は、使用人に対して法令・社内規則等の周知を図り、その遵守を徹底する。取締役は、使用人の職務権限を定め、使用人の責任と権限を明確にし、以て業務執行の責任体制を確立する。
- b コンプライアンス統括部門は、社内のコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに係る相談ができる仕組みを作る。
- c リスク管理統括部門は、各部署の日常的な活動状況におけるリスクを把握し、会社の抱えるリスクを管理する。
- d 法務部門は、当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底する。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- a 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係会社会議の実施及び関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は子会社に対し、子会社がその経営成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会に当社の取締役又は使用人が出席することを求める。
- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・リスク管理統括部門は、子会社を含めたリスクを管理し、グループ全体のリスク管理推進に関わる課題・対応策を審議する。

- c 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方法を策定する。
 - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を整備させる。
- d 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、子会社に、その取締役及び使用人が当社の「企業倫理」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役を配置する体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、監査役が内部統制システムの整備・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため当社の内部通報制度を利用する体制を整備させる。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役補助使用人の設置については、適材配置の視点から中期的な人事計画で検討することとし、当面は次のとおり対応する。

- a 監査役並びに監査役会事務局の庶務事項は、管理本部内に専任スタッフを配置する。
- b 監査補助業務は、監査役からの要請事案に関し、管理本部長の指示に基づき、管理本部のスタッフが対応する。

⑧ 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a 管理本部長は、監査役からの監査補助業務の要請に対し、要員を確保し、監査役の指揮下において当該業務に専任させる。
- b 管理本部スタッフによる監査補助業務の履行状況の評価は、監査役会が行い、管理本部長に報告する。

⑨ 監査役の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

a 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役は、監査役の取締役会をはじめとする重要な会議への出席権限を保証する。
- ・取締役及び使用人は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財務上の諸問題、規制当局からの命令その他著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第直ちに報告する。また、取締役及び使用人は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告する。

b 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の管理本部へ報告を行うか、又は内部通報制度に基づいて通報する。
- ・当社内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・内部通報制度の担当部門は、当社グループの取締役、監査役及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。

⑪ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- a 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- b 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な会合をもつ。
- b 監査役は、内部統制システムの有効性を評価するうえで、内部監査室及び会計監査人と連携する。
- c 監査役は、会計監査人を監督するとともに、随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。
- d 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。
- e 取締役は、監査役が必要と認めた重要な使用人に対する調査にも協力する。

(2) 体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① コンプライアンス、リスク管理体制等

コンプライアンス統括部門の主導により、事業に関連する法令の研修等を実施し、コンプライアンスの徹底に努めております。

なお、特に当社の業務に関連性が深い景品表示法及び薬機法については、使用人の職務の執行が法令に適合することを徹底するため、年2回の景品表示法と薬機法に関する研修とテストの実施や外部セミナーへの参加、試験実施基準や広告制作フロー等の見直しによるチェック機能の強化を図り、適切な体制を確立しております。

また、社内外に内部通報窓口を設置しており、周知徹底して運用しております。

② **法改正等に伴う諸規程の見直し**

法改正及び雇用形態の多様化に対応するため、諸規程を整備し運用しております。

③ **グループ管理体制**

当社取締役会や会議等の場を通じて毎月子会社の担当者から経営状況等の報告を受け、現状を把握できる体制となっております。

④ **監査役への報告体制**

当社の内部監査室責任者は内部監査室が行った監査結果について年6回、また、当社のコンプライアンス責任者は「当社グループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、通報者の匿名性を確保したうえで、通報実績の有無も含めて、四半期毎に年4回取締役会で定例報告を実施するほか、緊急性のあるものについては、遅滞なく監査役に報告を行っております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
 すべての子会社を連結しております。
 また、当連結会計年度において株式会社forty-fourの全株式を取得して連結子会社化したため、連結の範囲に含めております。

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	LABO WELL株式会社、 YA-MAN U.S.A. LTD.、 雅萌(上海)美容科技有限公司、 雅萌(浙江)電子商務有限公司、 株式会社forty-four
2. 持分法の範囲に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称
 すべての関連会社に持分法を適用しております。

関連会社の数	1社
関連会社の名称	株式会社エフェクティム

なお、当連結会計年度において持分法適用関連会社であったMACHERIE BEAUTY TECHNOLOGY CO., LTD.の全持分を譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

 - (2) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項
 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の仮決算に基づく計算書類を使用しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 連結子会社のうち、雅萌(上海)美容科技有限公司、雅萌(浙江)電子商務有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 商品、製品、原材料、仕掛品
 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 貯蔵品
 最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法
 時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法)
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 定額法
 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、のれんについては、5年間の均等償却を行っております。
 - ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

(株式会社forty-fourに係るのれんの評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額のれん 615百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 株式会社forty-fourの株式を当社が取得し子会社化した際にのれんが発生し、5年の定額法による償却をしております。
 当該のれんについては、減損の兆候が存在すると判断しましたが、割引前将来キャッシュ・フローがのれんを含む固定資産の帳簿価額を上回っているため減損損失の認識は不要と判断しております。ただし、当該割引前将来キャッシュ・フローは、同社の事業計画に基づいており、当該事業計画の主要な仮定は売上高の成長見通しであります。これらの仮定については、将来の不確実な状況変化により見直しが必要となった場合には

翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	29百万円
土地	153百万円
計	183百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	60百万円
計	60百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,939百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,348,880株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2024年 7月26日 定時株主総会	普通株式	261	4.75	2024年 4月30日	2024年 7月29日
2024年 12月13日 取締役会	普通株式	233	4.25	2024年 10月31日	2025年 1月7日
計		495	—		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2025年7月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2025年 7月25日 定時株主総会	普通株式	261	利益 剰余金	4.75	2025年 4月30日	2025年 7月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については定期預金を中心に、資金調達については、銀行借入等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、その低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内に支払期日の到来するものであります。このうち、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクについては、為替予約を利用するなどしてその低減を図っております。

借入金には主に営業取引に係る資金調達によるものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループではグループ全体の資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、22.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金	569	565	△3

- (注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、未収入金、支払手形及び買掛金、未払金は、いずれも短期間で決済されるため時価はほぼ帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 長期借入金には、1年以内返済予定長期借入金を含めております。
3. 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。
4. 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資 有価証券 その他有価証券 株式	1,153	－	－	1,153
合計	1,153	－	－	1,153

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	565	－	565
合計	－	565	－	565

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
- 長期借入金これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	通販部門	店販部門	直販部門	海外部門	計		
売上高	3,330	8,068	6,313	5,858	23,571	2,050	25,622
顧客との 契約から 生じる収益	3,330	8,068	6,313	5,858	23,571	1,469	25,040
その他の 収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧 客への 売上高	3,330	8,068	6,313	5,858	23,571	1,469	25,040

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (百万円)
契約負債 (期首残高)	17
契約負債 (期末残高)	45

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 470円69銭

1株当たり当期純利益 12円85銭

(その他)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式、関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品、製品、原材料、仕掛品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

（関係会社株式の評価）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない関係会社株式	536百万円
関係会社株式評価損	608百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
市場価格のない子会社株式及び関連会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額である実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理をしております。
なお、当事業年度において、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式のうち、実質価額が著しく低下しているものの減損処理をしていない株式はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産
- | | |
|----|--------|
| 建物 | 29百万円 |
| 土地 | 153百万円 |
| 計 | 183百万円 |
- (2) 担保に係る債務
- | | |
|---------------|-------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 60百万円 |
|---------------|-------|
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,883百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び債務
- | | |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 357百万円 |
| 短期金銭債務 | 76百万円 |
4. 保証債務
- | | |
|-----------------------------------|--------|
| 株式会社forty-fourの金融機関に対する借入金からの債務保証 | 369百万円 |
|-----------------------------------|--------|
- (損益計算書に関する注記)
- 関係会社との取引高
- | | |
|-----------------|--------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 533百万円 |
| 仕入高 | 598百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 受取利息 | 1百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首 株式数 (株)	当事業年度 増加 株式数 (株)	当事業年度 減少 株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
普通株式	3,327,668	30	－	3,327,698

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2百万円
賞与引当金	31百万円
返金負債	40百万円
一括償却資産	2百万円
棚卸資産評価損	14百万円
繰越欠損金	179百万円
未払費用	36百万円
減価償却超過額	7百万円
資産除去債務	19百万円
長期前払費用	21百万円
土地	10百万円
子会社株式	662百万円
関連会社株式	64百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	1,103百万円
評価性引当額	△962百万円
繰延税金資産合計	140百万円
繰延税金負債	
未収還付事業税	△17百万円
返品資産	△16百万円
その他有価証券評価差額金	△268百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△303百万円
繰延税金資産純額	△163百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。
この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は7百万円増加しております。

（1株当たり情報に関する注記）
1株当たり純資産額 469円76銭
1株当たり当期純利益 △1円26銭

（その他）
記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	YA-MAN U.S.A. LTD.	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理	増資の引受 (注1)	359	—	—
子会社	株式会社 forty-four	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理	資金の貸付 (注2)	355	短期貸付金	355
				債務保証 (注2)	369	—	—

(注) 1. 当社が全額引き受けたものであります。
2. 株式会社forty-fourの資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入について、債務保証を行ったものであり、保証料は受領していません。

（収益認識に関する注記）
収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。